

第1章 各現場の実践

第1節 すりーる

視察場所：こども発達相談 すりーる

訪問日：2017（平成29）年8月29日（火）

内容：個人情報保護の観点から入室はせず、施設前で説明と現状を伺い、権利委員との質疑応答を行った。

対応者：すりーる職員

1、現状

(1) 組織体制

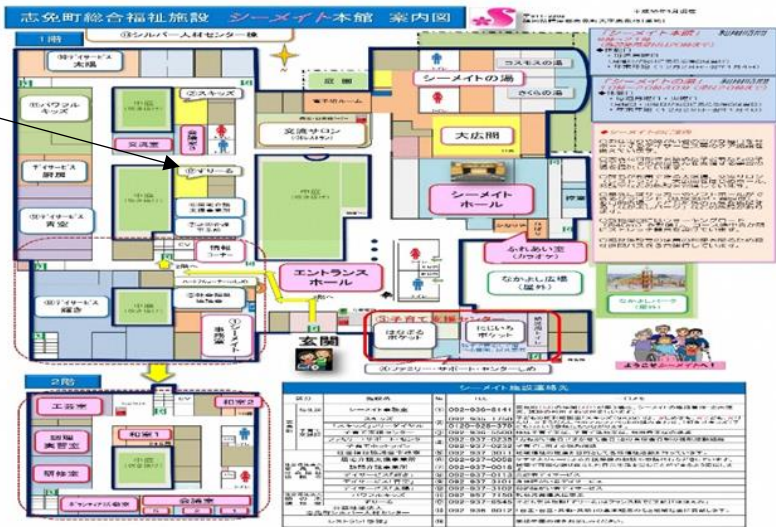
① 運営について

障害者総合支援法で定められた地域生活支援事業で市町村の事業である相談支援事業を、2012（平成24）年度より社会福祉法人 柚の木福祉会¹⁾が町から委託を受けて事業を行っている。志免町総合福祉施設シーメイト内にあり、相談支援専門員3名、所長代理1名、事務1名の計5名体制で運営している。相談受付は月曜から金曜、時間は9時から17時までとなっている。

写真 1-1-1 すりーる外観



資料 1-1-1 施設配置図



(2) 活動内容

18歳未満の発達が心配な子どもとその家族を対象に、通所サービス、居宅サービス等の利用や療育等の総合相談を受け、継続的な支援を行っている。また、必要に応じ、各種窓口や外部機関を紹介している。

実相談件数は、2017（平成29）年度 245人、2018（平成30）年度 194人と報告があった。

¹⁾ 「社会福祉法人 柚の木福祉会」の団体紹介は、「第2節 パワフルキッズ」を参照。

2、課題

すりーるでは、子どものことば、発達の悩みや心配、育てにくさの相談を相談支援専門員が対応している。まずは電話、次に面談、そして子どもの状況に合わせて、今後の福祉サービス利用に必要な計画を作成したり、保育園や学校、医療機関との連携がスムーズに行われている。また、臨床心理士、社会福祉士など専門性の高いスタッフがいることで安心して相談できる場となっていて、今後も子どもの発達に問題を抱えた家庭の支援に果たす役割が重大だと実感した。

相談件数は一か月あたり約 20 件で、相談内容やその家族のニーズも多様化するだろうと予想されるが、面談予約が数か月先しか取れないという課題がある。

3、所感

町の広報などに掲載することで PR が行き届き、相談しやすい場となっている。一か月 20 件ほどの相談があり、一人一人に細やかな対処が行われる一方、面談予約は数か月先しか取れない現状がある。専門員を増員するには資金面、人材探し等の問題、職員間の連携、体制づくりなど、見学時はすぐに解消できるものではないと感じた。

しかし 2019（平成 31）年 4 月より大学と連携した事業がスタートしたということで、今後の相談体制の安定に期待したい。

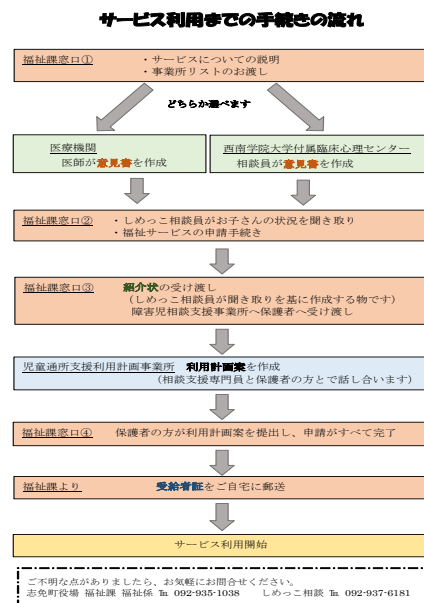
2019 年現在のこども発達相談窓口についての補足

町より委託を受けた地域生活支援事業の「相談支援事業」と、県より指定を受け、障害福祉サービス等の申請時のサービス等利用計画の作成等を行う「障害児相談支援事業」の 2 つの事業を行っており、相談の内容が多様化していた。また、専門的スタッフについても退職等があり、スムーズな相談体制維持に困難を生じていた。

そこで町は相談支援事業についてはすりーるへの委託を終了し、2019（平成 31）年 4 月より福祉課内に相談員を設置し、「しめっこ相談」として相談支援事業を行っている。相談員 2 名体制（水曜日のみ 1 名）で相談受付は月曜から金曜、時間は 8 時 30 分から 17 時までとなっている。

図表 1-1-1²⁾

また相談員については、2019（平成 31）年 3 月 22 日に結ばれた志免町と西南学院大学との包括的連携協定をもとに、西南学院大学と福祉課で協議を行い配置している。今後も協定書記載の協力事項「子育て支援に関する事項」をもとに、安定した専門的人材の確保及び相談体制の構築のため西南学院大学と連携して事業を実施していく。



(文責：播磨千鶴)

²⁾ 志免町役場福祉課より

第2節 パワフルキッズ

視察場所：Powerful Kids こども発達センター

訪問日：2017（平成29）年8月29日（火）

内容：施設内を見学・視察した後、権利委員との質疑応答を行った。

対応者：パワフルキッズ職員

1、現状

（1）組織体制

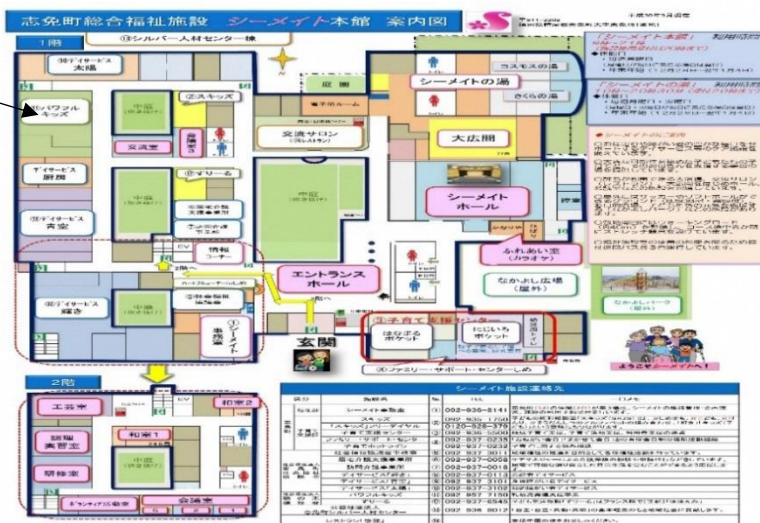
パワフルキッズは、2000（平成12）年に福祉課より委託され、2003（平成15）年から事業者が社会福祉法人柚の木福祉会となり、一部補助金が出ている。社会福祉法人柚の木福祉会は、児童、成人障がい、高齢までライフステージをトータルにサポートする社会福祉事業で、志免町に1980（昭和55）年「柚の木作業所」を開設、1981（昭和56）年「社会福祉法人柚の木福祉会」厚生省認可を受け、福岡県初の民間通所授産施設を開設、1999（平成11）年日本初の「志免南小学校余剰教室作業所 ふれあいの部屋」を開設するなど、志免町だけではなく須恵町、福岡市にも様々な社会福祉事業所を設置している。

パワフルキッズは志免町総合福祉施設シーメイト内にあり、管理者1名、児童発達支援管理者1名、保育士4名、作業療法士2名、言語聴覚士1名、臨床心理士1名、託児職員1名、事務1名の計12名で構成され、2017（平成29）年度補助金2,103万円により運営されている。

写真 1-2-1 PK 外観



資料 1-2-1 施設配置図



（2）活動内容

パワフルキッズは、志免町在住の乳幼児（0～6歳）で発達が気になり、あるいは障がいのある児童が、遊びを通して、「ことば・運動・生活習慣・ルール・人との関わり・学ぶ姿勢」などの発達を促し、基本的な日常動作・生活習慣や集団的行動の訓練を行うことにより、それぞれの生活圏の中で育つための基本的な力を身につけることを目的とする。

相談支援では、発達に関する相談・子どもに関わる関係機関への情報提供を行い、遊びをして家族と子どもの「できた！」の自信を育てている。また訪問支援では、子どもが幼稚園・保育園で友だちと充実した関係と時間を作る手伝いを行っている。

乳幼児支援は一日定員10名とし、実利用者数は2017（平成29）年度52人、2018（平成30）年度56人との報告があった。

2、課題

パワフルキッズは、家庭で困っている場面とどう関わるかを、職員が子どもに対してのことばがけや行動でヒント作りをしたり、何が問題で、苦手なのかを解決する場となっている。また、飾りや掲示物、色の統一など利用環境にも細心の注意を払っていることが見学したことで分かった。パワフルキッズの職員は保育園を巡回し、園の先生方とも協力して、子どもたちの支援にあたっていること、子ども一人一人の生活環境・習慣・リズムが違うので、その子に合った訓練を行っているとの話があった。

利用している家族の中には、「もっと利用回数を増やしてほしい」「時間を長くしてほしい」といった声もあるが、限られた日時や職員数、利用回数の制限、待機人数と多様化する支援が必要なだけに現段階では難しい課題である。

園・学校側としては、就園、就学の際の伝達と支援継承の配慮、情報などが一つでも多く欲しいと学校長である権利委員からの意見も出た。

3、所感

就園・就学の際の伝達などは行われているが、入園入学後も相互の機関が必要な時に必要な事をすぐ対応、連携できればと学校側は感じているということで、その伝達機能がまだ不十分だと感じた。

利用回数に関しては頻度を多くしたいとの利用者の声もあるが、段階的長期的なスパンで訓練を行うことで見られる成長もあると職員の方が話していた。この話から多様化する支援方法の中で、専門知識を持った職員が“子どもの育ち”を軸に保護者、家族に寄り添う支援をきめ細かく展開していることがうかがえた。

(文責：播磨千鶴)

第3節 Relief. (リリーフ)

視察場所：中学生から18歳までのみんなの居場所「Relief.」(リリーフ)

訪問日：2017(平成29年)10月31日(火)

内容：施設内見学, リリーフの現状, 子ども達の様子

応対者：スペース de GUN²代表 百田英子氏

1、現状

(1) 組織体制

リリーフは志免町子どもの権利条例の施行に基づき2007年に設立。志免町子育て支援課からの委託を受けて、特定非営利活動法人「スペース de GUN²」(百田英子代表)が運営している。スタッフは12名(教員免許保持者、保育士、社会福祉士)でリリーフの配置数は1日平均2~3名である。併設の適応指導教室との兼務でシフト制になっている。

百田氏は志免町の教育相談員を経て設立当初からかかわり今日に至っている。

登録すれば志免町の子どもであれば誰でも利用でき、開館時間は平日は午後1時~6時、土、日、祝日は午前10時~午後4時30分までである。(年末年始の12月29日~1月3日を除く)利用料金は無料である。

(2) 活動内容

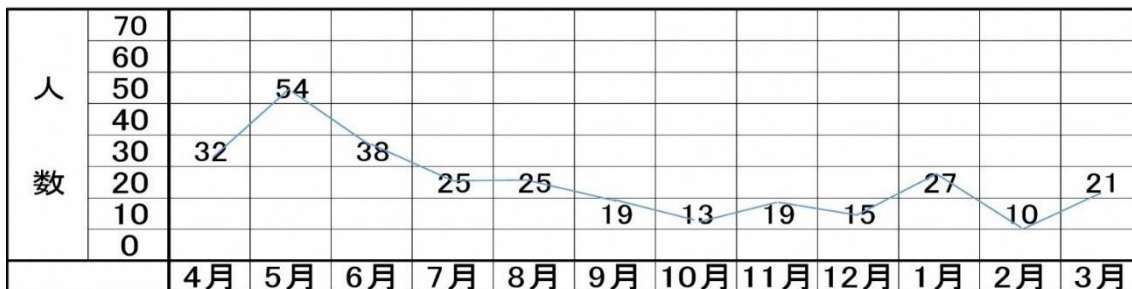
ワークプリント学習(自分が勉強したい教科など)、美術、体育(卓球等)、お話し、調理実習、お菓子作り、悩み事相談等、基本的には子どもたちが自由に過ごしている。施設の隅に畑があり、イモを植えたり、花を植えたりしている。テスト前や夏休みの「勉強応援企画」などは子どもたちにはとても心強く感じられているようだ。

リリーフの存在を知らない子ども達のために月一回の「Relief.新聞」を発行し、町内の全学校と図書館に配布したり、スタッフが志免中学校に出張リリーフにも出向いている。毎年11月には子どもの権利フェスタ、子どもの権利カルタ大会などにも参加している。

子どもの権利カルタは子どもの権利条例10年を迎え、長年溜めてきた文言をもとに、考案されたもので、権利条文が上の句と下の句で解りやすく感じられるように作られ、取り札には、町内の小学生や保育園児が描いた絵が使われている。

(3) 過去2年間の利用状況

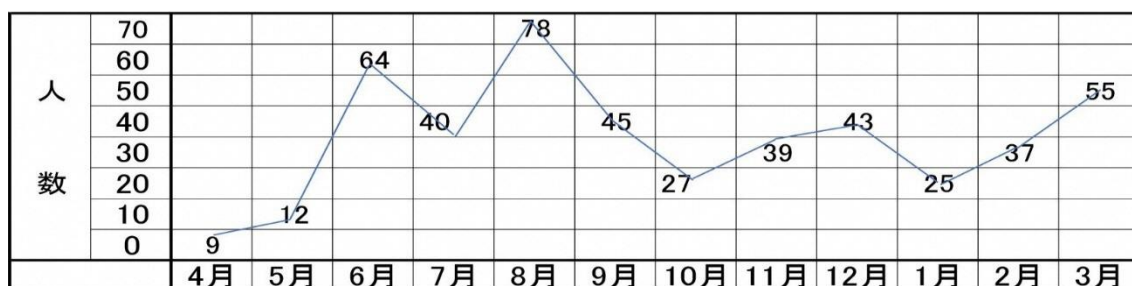
図表 1-3-1¹⁾ 平成 29 年度月別利用状況



①平成 29 年度「リリーフ」利用者統計 月別利用者数

平成 29 年度のリリーフ利用者数は延べ 298 名と過去 10 年間で最も少ない利用者数となった。最も多かった 5 月は、町内中学校の卓球部の生徒や新 1 年生が中心となって来館している。その後夏季長期休暇の来館者数は伸びず、毎月 20 名前後の利用者数にとどまっている。

図表 1-3-2²⁾ 平成 30 年度月別利用状況



②平成 30 年度「リリーフ」利用者統計 月別利用者数

平成 30 年度のリリーフ利用者数は延べ 474 名で利用者が最も多かったのは久しぶりに夏休み期間中の 8 月である。利用者の多くは中学生の卓球部の男子生徒だ。部活の子ども達だけでなく卓球台は今では無くてはならない物となっており、卓球の出来る所！というイメージで子ども達に浸透しているようだ。

2、課題

認知度が低く、施設が有る事や場所も知らない人がほとんどである。元々公民館として建てられた施設なので、活動するのに狭いスペースを工夫して有効に使われているが、サッシが開かなかったりして建物の老朽化が目立ち、建て替えが出来るのか、将来が不安である。

通ってくる子ども達が少ないのではと思うが、逆に PR を大々的にすると通ってくる子ども達が増え過ぎ職員のきめ細かい対応が出来なくなるそうだ。

¹⁾ 平成 29 年度 志免町子どもの居場所「リリーフ」の運営に関する委託事業報告

²⁾ 平成 30 年度 志免町子どもの居場所「リリーフ」の運営に関する委託事業報告

3、所感

子ども達に一人一人が向き合い愛情を持って接しておられるスタッフに敬意を表する。

子育て支援課との連携、バックアップは密で運営には差し障りは無い。今後は学校との情報交換をもっと密にできれば良いと思う。

沢山の子ども達を受け入れて「リリーフ」を広めたいのでは無くて、本当に困っている子ども達を何とか社会に出てからも自立して明るい人生が送れる人になってもらえるよう、地道に子ども達と接して行きたいというスタッフの方々の姿勢を強く感じる。同時に卓球が目的で来ている子ども達も、いつまでも気持ちよく利用できる施設でもあって欲しいと願いたい。

写真 1-3-1 子どもの権利かるた



写真 1-3-2 リリーフ入口



(文責：今堀早苗)

第4節 タンポポ保育園、志免南保育園

視察場所：私立タンポポ保育園

訪問日：2017（平成29）年12月19日（火）

内容：当日行われていた餅つきの様子や各保育室を視察後、園長よりお話を伺った。

対応者：園長 吉村停子氏（当時）

1、現状

（1）理念

家庭的な雰囲気の中で、乳児から就学前までの一貫した保育を实践し「遊び＝生活活動」を念頭に置き、子どもの健やかな成長と情操の芽生えと知能の発達を育てる。

（2）環境

敷地面積は1,826㎡、保育施設は木造2階建て（のべ床面積579㎡）で、運動場は1,247㎡を有している。定員は110名。アットホームな明るい雰囲気と清潔感がある一方で、保育スペースに狭さを感じる。棚が子ども自身で荷物やおもちゃを出し入れしやすいよう考えられて配置されており、自主性を伸ばすための工夫が施されている。

職員数は保育士17名、看護師1名、調理員4名、その他3名の計25名で、子ども一人一人への対応が手厚い。当該保育園独自の保育理念を实践し、情熱を持って保育にあたっている様子がうかがわれた。また、職員同士がチームワークを大切に業務に取り組み、禁止語や命令語をなくすなどお互いを認め合う行動指針がある。

食事は国産の原料を中心とする旬の食材を積極的に取り入れた完全給食でアレルギー除去食にも対応している。おやつも園で手作りしたものを提供している。

開園は月曜日から土曜日の7時から19時で、18時から19時は延長保育となる。子どもの年齢ごとに生活リズムを重視したスケジュールを組んでいる。

写真 1-4-1 保育室の様子



（3）保育内容と子どもたちの様子

子どもたちの自主性、個性を重んじ、職員は子どもたちへの「ことばかけ」、言葉・表現を大事にしている。視察した時間はわずかであったが、子どもたちが元気で、のびのびと活動している様子がよく伝わってきた。

2、課題

子ども中心ののびのびとした園風ゆえ、卒園後、社会性を身につける小学校とのギャップが子どもたちにとって大きく感じられはしないだろうか。そのギャップをフォローするための施策を小学校との間で講じる必要があるように思う。また、現在の質の高い保育を継続して行うための今後の職員、保育士の確保も課題である。

3、所感

タンポポ保育園に通園していた子どもが成人して保育士になられていることを知り、経営方針や情熱がきちんと保護者に伝わり、当時子どもたちにとっても安心できる居心地の良い園生活だったことが推察された。一方で、私立ならではの経営面での苦労がうかがえ、町として子どもの育ちを支えることの重要性をあらためて感じた。

視察場所：町立志免南保育園

訪問日：2017（平成29）年12月19日（火）

内容：園長よりお話を伺い、各保育室の給食の様子を視察後、給食を試食した。

対応者：園長 安部日出子氏

1、現状

（1）理念

子どもの最善の利益を第一に考え、一人ひとりを大切に、伸び伸びと成長していく生活の場とその福祉を増進する。保護者および地域の子育て家庭への支援を行い、ともに子育ての喜びを味わう。

写真 1-4-2 園庭の様子



（2）環境

当該保育園は交通量の少ない立地で、敷地面積 5,068.44 m²、保育施設は鉄筋コンクリート 1 階建て（床面積 973.01 m²）、屋外遊技場 1,715.00 m²を有している。園舎、園庭、駐車場、いずれも広々としている。定員は 120 名。

保育士は 30 名程のうち常勤は 7 名。常勤でない職員は嘱託職員やパート保育士を採用している。

食事は給食とおやつを提供しているが、3 歳以上の給食はおかずのみで、自宅から白米を持参することになっている。アレルギーをもつ子どもにもきめ細かく対応している。

開園は月曜日から土曜日の 7 時から 19 時で、18 時から 19 時は延長保育となる。

（3）保育内容と子どもたちの様子

子どもの主体性を尊重しており、開放的な園で子どもたちがのびのびと過ごす様子が見受けられた。

2、課題

町立保育園だからこそその安定した運営がうかがわれる。2019（平成31）年4月1日時点で志免町の待機児童数は 24 名。待機児童問題について、その解消を単純に述べることはできないが、保育士、人材の確保は間違いなく今後の課題である。

3、所感

今回視察した 2 つの保育園では設立から数十年が経過しており、その間に培った経験やネットワークに心強さを感じる。両園ともに子どもたちが楽しそうにのびのびしており、安心感がうかがえた。一方で、保育士の不足や待遇の改善は以前から言われている。近年の保育園急増（志免町では直近の 5 年間で 12 の保育施設が新設）によりこの問題はより深刻度を増していると考えられる。人材の確保は志免町の保育園に限らず保育業界全体の課題である。また、子どもたちのためにも保育従事者が健やかであることは必須だが、わずかな時間視察しただけでも激務がうかがえる保育士へのケアを町として考えていく必要があるように思う。

（文責：屋宮美幸）

第5節 志免東小学校

視察場所：志免東小学校

訪問日：2018（平成30）年2月20日（火）

内容：校舎内を見学・視察した後、会議室で東小学校の現状について説明を受け
権利委員との質疑応答を行った。最後に給食を委員全員でいただいた。

対応者：校長 金子眞恵氏（当時）他（この時金子校長先生は子どもの権利委員会の
委員でもあった）

1、現状

(1) 学校の現況

志免東小学校は志免町中央部の東側に位置し、校区には国指定重要文化財竪坑櫓に代表される旧志免鉱業所の遺構が残され、日本の近代化を支えた歴史を抱えている。学校は1974（昭和49）年に開設され、1977（昭和52）年に志免南小学校と分離して現在に至っている。現在の児童数は563人、クラスは全学年3クラスずつで特別支援学級2クラスを合わせて合計20クラスである（2017（平成29）年5月30日現在）。

東小学校では「自ら学び、心豊かで、心身ともに健康な子どもの育成」を教育目標に、2017（平成29）年度は“Challenge Goal!”（目標に向かって）をキーワードにして「学力向上」「心力向上」「体力向上」の3つの部門の様々な活動が行われていた。青少年赤十字運動、ベルマーク運動、あいさつグランプリ、目安箱ポストなど廊下や教室に示された多くの掲示や展示物でそれをうかがい知ることが出来た。

(2) 子どもたちの学習状況

子どもたちの状況としては、数年前まで高学年の学級が荒れることがあったという。その背景には、子どもたちの目指す大人像が低いという実態があることが分かった。そこで金子校長先生は、子どもたちが地域のために働く人々に出会い、目指す大人像を見つけ、夢や希望を持って進んでいく力を育てることが必要だと思った。そのため、地域で活動する大人に出会わせるために、それまでは夜に開かれていた「校区健全育成協議会」を昼間子どもと一緒に活動するように変え、地域のことを一緒に考え、ものを創り、発信する場にしていった（平成27～29年度）。学習面では、例えば竪坑櫓などの地域の価値を学ぶ学習がどの学年にもなかったことから、2017（平成29）年度は生活科、社会科、総合的な学習、特別活動等で地域力に触れ、人々の思いや願いを感じとる学習を全ての学年でカリキュラム化した。これらの結果、高学年は地域の人々との活動と学習で学んだことにより、地域のすごさに加えそこに人の姿をつかみ、出会う人々の価値に気付いてきた。地域の人とよく話し、語れるようになり、この3年間学級崩壊もなかった。

(3) いじめの対応

いじめについては、「いじめは必ず起こる」という意識を持つことを先生に徹底して指導していると強調された。「生活アンケート」やいじめに特化したアンケートを実施するが、現在では気になる案件が多いクラスで18～20件も挙がってくる。このくらいはいいだろうと見過ごし

てしまうことが重大ないじめを生むとして、先生の目が磨かれ、ささいなことまで案件として挙がるようになった。報告案件は「生徒指導委員会」（子育て支援課職員、主任児童委員、SSW等が参加）という名称で毎月開くいじめ問題対策の委員会で意見をもらい対応を考え、それを学級にかえす。学級で話し合いや個人の教育相談などを行い、4カ月経過後に解消か継続かの判断を行っている。県の方針として4カ月経過までは解消とならないので、挙がってきたすごく小さい案件でも4カ月間観察する。今までのところ解消とならなかったものはない。

（4）不登校の対応

不登校傾向の児童は今年4人ほどいること、そして不登校児の家庭には毎朝電話し数日に1回は家庭訪問するなど、家庭との連絡を絶やさないようにしていると報告された。また不登校は子どもの個性だけでなく経済面、家庭問題など多様な背景が考えられるため、子育て支援課、児童相談所、医療機関などと連携し、学校関係だけでなく色々な人に訪問してもらうなど多様な対応の必要を強調された。このことに関連して、不登校問題では子どもが将来の進路や生活のために、社会から切れないように義務教育後も対応をつなげていく必要があると委員との間で話し合いがされた。現状では、不登校のまま卒業した子に対応する志免町独自の専門機関はないが、中学校担当のSSWが中学校時代不登校だった今の高校生の子とつながったり、中高生のための居場所リリースの力を借りたりして、18歳まではなんとか細い糸でつないでいる状態であると子育て支援課から説明された。

（5）人権学習

人権学習に関しては、金子校長先生が第3期子どもの権利委員会で報告された東小での授業実践、志免町の権利条例を学ぶ授業（4年生）が2017（平成29）年度も実施され、この授業はカリキュラムとして定着したこと、そして志免町の他の全ての小学校にも広がっていることが報告された。

2、課題

一つには、東小学校で積み上げられてきた様々な活動や改革は、校長先生や先生方が異動された時にどう続けていけるのか委員から質問があった。その点に関して金子校長先生は、一人のリーダーよりも組織、システムが大切と考え、例えば先生10人ずつの三力部（学力向上部、心力向上部、体力向上部）のようにチームを組んで協働活動するシステムを作ったことを報告され、この協働的システムに、これまでの諸活動を継続・発展させる可能性を期待されていた。これから若い教師が増えていく中でリーダー的なベテラン教師に頼ることは難しくなる。積み上げられた活動を人が変わっても継続できるシステムを維持・強化することが必要だろう。

二つには「志免町子どもの権利条例」の学習が東小学校でカリキュラム化され、また町内の全小学校に広がっていることは子どもたちの人権意識を高める上で大切である。平成31年実施の「志免町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によれば、小学生の「志免町子どもの権利条例」の認知度、「内容を知っている」「内容をある程度知っている」の合計が5年前の調査にくらべて12.2%から20.6%へ上昇している。しかしまだ認知としては低い。今後、もっと認知度を上げるために、また子どもたち自身が人権を尊重する主体となるように、権利条例の学習を質的に充実することが重要である。子どもたちが人権主体として成長することがいじめ

を無くす最善の方法である。

3、所感

この訪問では、金子校長先生が不登校の子どものことに心痛されている姿が強く印象として残った。その後、金子校長先生は町民図書館長に就任されたが、委員会で町民図書館を訪問した際、不登校の子どもたち数人が保護者と図書館に来ると嬉しそうに話された。子どもを学校や社会とつないでいくことへの強い思いが感じられた。

志免東小学校ではこれまで地域の人々やものと出会う学習活動が子どもたちを変えてきたが、これからは学校の先生方の活動を地域の人々が連携し支える方向に更に進めてほしいと願う。

写真 1-5-1 目安箱ポスト



写真 1-5-2 給食の試食



(文責：藤田尚充)

第6節 地域子ども教室 チャレンジひろば

視察場所：志免中央小学校内 地域子ども教室 チャレンジひろば

訪問日：2018年（平成30年）8月8日（水）

内容：施設の見学と現状について説明を受けた

対応者：地域子ども教室コーディネーター 助村千代子氏、寺垣順子氏

1、現状

夏休みに学童保育所に入れれないという声から、文科省が行う地域子ども教室事業（期限3年）の補助金を受けて、南小校区と中央小校区で実施されるようになる。現在は志免町内の全4校区で実施されている。平成19年から、新しい形で地域子ども教室を立ち上げるためにどうしたらよいかを協議する委員会が組織された。補助金については、県の定める補助金支給の要件を満たしていないため、現在は志免町単独の予算（約400万円）で実施されている。

参加費は12,500円で、学校を通じて申込書が配布され、役場にて申請書を受け付ける。活動時間は午前9時～午後4時。学習支援（宿題・読書など）、日常生活（整理整頓・料理など）、伝承文化（昔の遊び・折り紙など）、教養（音楽・習字など）、レクリエーション（軽スポーツなど）が、主な活動内容となっている。

運営体制は、4校区の教室とそれをまとめる事務局で構成される。事務局職員1名と各小学校のひろばにコーディネーターが各2名、計9名で運営している。

2、課題

夏休みはボランティアに見守りにきてもらい、様々なプログラム（折り紙、押し花などの教室）が行われている。その講師は、コーディネーターなどと、つながりのある方に来てもらっている。プログラムを立てるのに苦労しているとのことだった。

3、所感

今回は、志免中央小学校のチャレンジひろばを見学した。縦長の教室に、整然と並べられた机。それに座っている子どもたち。学校の授業がそのまま続いているような雰囲気だった。今回は、子どもの権利に関して、子育て支援課とスキズのスタッフより話しをされていた。教室の様子を見学した後、別教室に移り、チャレンジひろばのコーディネーターの方々にお話を伺うことができた。チャレンジひろばでは、地域のボランティアの協力を得て、様々なプログラムが用意されているとのこと。時々、学校の先生も様子を見に来るそうだ。

スタッフの方々の熱意がすばらしく、子どもたちのためという思いがとてもよく伝わってきた。地域のボランティアの力を活用して、子どもたちに、様々な体験ができるように工夫されているのも好印象だった。普段の学校では味わえない内容も多く、夏休みの期間中、子どもたちにとっては良い経験になると思う。

ただ、少し気になることもあった。教室が細長で広いのは良い部分でもあるが、後ろの席に座っている子どもたちに、支援者の言葉が一方通行になっている印象を受けた。

子どもの権利条例を引用する。

第9条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

(1) 自己表現や自分の意見が表明でき、それが尊重されること。

(以下略)

第14条 町、親、子ども施設関係者および町民は、子どもが家庭、子ども施設および地域において、意見を表明し、参加することを尊重し、支援します

2 町は子どもが町づくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するように努め、提出された意見などを尊重します。

3 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。子ども施設の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

子どもたちの権利を尊重するなら、彼らの意思表示がもっと前面に出るとよりよいと思う。しかし、私自身も学童保育の現場において、多人数の活動ではこの権利を保障することが難しいことはよく承知している。だから、子どもの権利条例第14条2項にある通り、子どもたちが意見表明できる場の提供を、町側に求めたい。多人数の活動では、大人の指示の一方通行になりやすい。子どもたちの意見をまとめる時間や、活動の時間的余裕は、多人数になるほど無くなっていく。だから、大きな教室で、まとめて活動する形ではなく、できる限り少人数・多クラス化するのが望ましい。だが、そうすると職員の数も問題になってくる。給与面の改善や、支援者の雇用増など、ほかにも改善しなければならない問題が浮上してくるので、一筋縄ではいかないと思うが、今後、改善していく中で考慮してもらいたいと思う。今回の見学で、コーディネーターやスタッフの方々の熱意を強く感じている。昨今の酷暑の中で、多くの子どもたちに、様々な体験をしてもらおうという意気込みがすばらしいと思う。ただ、その熱意が子どもたちに十分伝わっていないように見え、非常にもったいなくも感じている。支援者の温かい思いが、子どもたちにしっかり伝わるように、コミュニケーション研修等の機会があると、より良いと思う。

写真 1-6-1 教室の様子



写真 1-6-2 料理している様子



(文責：田中博幸)

第7節 学童保育所

視察場所：志免中央小学校 学童保育所

訪問日：2018（平成30）年8月8日（水）

内容：施設見学と現状について説明を受けた

対応者：SHIDAX職員

1、現状

学童保育所は現在、厚生労働省の管轄で、各自治体が設置運営をしている。学童保育を設置する、法的根拠は以下の通り。

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

（平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉：平成10年4月施行）

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

（厚生労働省 放課後児童クラブ関係資料より抜粋）

志免町では、志免町内に就学している児童であって、その保護者の就労等の事由により、放課後帰宅しても家庭に監護するものがない児童を入所の対象としている。入所申し込みは随時受け付けられている。新年度4月からの入所については、前年度の12月ごろに一斉申し込みが始まる。

また、14時以降かつ、月16日以上不在の家庭が対象となっているため、入所申込書に加えて就労などの証明の提出が必要となっている。保護者の負担は以下の通り。

学童保育利用料 4,500円（月額）、おやつ代 1,500円（月額）、傷害保険料 1,800円（年額）、その他延長利用料（状況に応じて算出）

学童保育は、保護者の自主運営から始まった。その後、学童保育を必要とする家庭が増え、保護者の要望などにより、町が運営主体となって子育て支援課が管轄、志免町学童保育連合会が運営するという形に落ち着く。保護者から連合会会長・役員・会計を選出し、月に一度の会議などが行われたが、代表者の負担は大きいものだった。平成30年度より、運営が民間委託となり、保護者の負担を減らすことができた。また、平成29年度より3年生までだった入所対象を、6年生に拡大した。

開所時間は

- ① 月曜日から金曜日：放課後から午後6時まで（延長保育は午後6時から午後7時まで）
- ② 土曜日・学校休業日・夏休み等長期休み：午前8時から午後6時までとなっている。

2、課題

6年生まで受け入れの対象にはなっているが、施設の規模、支援員数不足などの要因で、希望者全員が入所できていない。低学年優先で入所するため、高学年になる子ほど、希望通りに入所することが難しくなっている。

3、所感

当日、最初に見学したのは体育館での活動。かなり暑い日で、エアコンこそないものの、窓を全開放して水分補給がいつでもできるなど、熱中症対策が配慮され行き届いていると感じた。子どもたちが楽しそうで、伸び伸び・活発に活動できているようだった。その後、保育施設内を見学。子供たちはゆったりと過ごし、とても落ち着いていて、好印象だった。

課題の希望者全員が入所できないというのは、施設に空間的な余裕がないことや、スタッフの人員不足等のため、簡単にクリアできる問題ではないとは思いますが、仮に入所定員を増やすことができた時のことを、子どもの権利条例に即して考えてみたい。

子どもの人数が増えると、多人数保育のむずかしさが出てくるだろう。一人一人の意見表明と尊重が難しくなり、大人の指示の一方通行になりやすいためだ。

子どもの権利条例より

第9条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

(1) 自己表現や自分の意見が表明でき、それが尊重されること。

(以下略)

入所定員を増やすことが今後あるなら、一クラスをできるだけ少ない人数にして、多クラス化することも考慮すると、より良いと思う。

平成30年より、外部企業への委託になった。子供たちの保育に対する専門性や熱意が、どの程度なのかも気になるころではあるが、以前よりも改善の方向に進んでいることを感じることができ、有意義な見学だった。

写真 1-7-1 学童保育所の様子



(文責：田中博幸)

第8節 要保護児童対策地域協議会

視察場所：要保護児童対策地域協議会

訪問日：2018（平成30）年10月23日（火）

内容：担当職員から、説明と現状を伺い、権利委員との質疑応答を行った。

応対者：子育て支援課職員 小林敦香氏、スクールソーシャルワーカー 土井幸治氏

1、現状

平成16年の児童福祉法改正により、虐待を受けた児童などに対して、関係機関が情報を共有し、連携して対応していくための組織として、市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置できるとされ、その後、平成19年の児童福祉法改正において、以下の通り努力義務化された。

児童福祉法第25条の2

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

志免町においては、平成18年4月から設置されていた児童虐待防止ネットワークが、要保護児童対策地域協議会としての機能を果たしていたが、平成25年6月に正式に設置された。年に2回、児童虐待防止ネットワーク会議（代表者会議）と、毎月1回の実務者会議、及び随時で個別ケース検討会議を開催し、関係機関との情報交換や、支援内容に関する協議など、目的、必要に応じた会議が開催されている。

組織体制は、子育て支援課が調整機関としての役割を果たし、関係機関は以下の通りである。

- 児童福祉機関：福岡児童相談所、町立保育園、私立保育園、志免町内届出保育施設、志免町民生・児童委員協議会、志免町社会福祉協議会、子育て支援課
- 保健医療機関：福岡県粕屋保健福祉事務所、粕屋医師会、健康課
- 教育機関：町立小学校、町立中学校、私立幼稚園、学校教育課
- 警察・司法機関：粕屋警察署、福岡県弁護士会
- その他の関係機関等：志免町人権擁護委員、福祉課、住民課、社会教育課

2、課題

前身の虐待防止ネットワークからの取組みがベースにあるため、対象者の状況や、フォロー頻度など細かく情報を共有し、緊急性に応じて迅速に動ける仕組みが整っており、毎月平均 50～80 件ほどの案件に対応している。関係機関との連携もうまくいっており、スタッフの能力も非常に高く、人材が揃っている。しかしながら、スタッフの異動が発生した場合、これまで通りの潤滑なネットワークが維持していけるのかが課題と感じた。

また、行政間のネットワークは密であるが、行政と学校、行政と地域という、バランスの取れた関わりを高めていく必要性もあると見受けられた。

現在、これまでに蓄積された活動実績をデータ化し、これからの対応につなげていくシステムを構築している途中とのこと、要保護児童の早期発見、及びその適切な保護という、子ども達が安心して生きる権利を保障するためにも、さらなる組織の成熟に期待する。

3、所感

「志免町虐待防止ネットワーク」がその機能を果たしていた時は、先進的な取組みや会議の様子を、他市町村が視察に来るほどだったそうである。

長年に渡る実績の陰には、各機関と築き上げてきた信頼関係がベースにあり、そのことによって調整もスムーズに進み、ネットワークの軽い活動に結びついている。子育て支援課のスタッフの長年に渡る尽力を垣間見ることができた。

(文責：南里門子)

第9節 スクールソーシャルワーカー

視察場所：スクールソーシャルワーカー

訪 問 日：2018（平成30）年10月23日（火）

内 容：担当職員から、説明と現状を伺い、権利委員との質疑応答を行った。

応 対 者：スクールソーシャルワーカー 土井幸治氏

1、現状

児童生徒やその家庭が抱える問題に対して、社会福祉等の専門知識、及び技術を用いて支援を行い、子どもが学校生活を安心して送れること、教育の保障をしていくことを活動の目的としている。

スクールソーシャルワーカー（以下SSW）は、2008年から文部科学省が事業化し、志免町においては、社会福祉士の資格を持った2名のSSWが、非常勤嘱託職員として、①週4日の28.75時間勤務で、要請に応じて学校、家庭を訪問する派遣型と、②学校にもデスクを持ち、週4日、1日4時間ずつ小学校4校を回る配置型・巡回型の、2つの配置形態にて活動している。

学校・家庭・地域と相談しながら、年間180件程の相談を受け、サポートにあたっている。

<職務>¹⁾

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけに関すること
- (2) 関係機関等とのネットワークチームの構築、連携、調査等に関すること
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築及び支援に関すること
- (4) 保護者及び教職員に対する支援、相談、情報提供等に関すること
- (5) 教職員への研修活動に関すること
- (6) 各種委員会の運営に関すること
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める業務

2、課題

子ども達を取り巻く問題は多様化し、教育上の大きな課題となっている。

学校においては、いじめ、不登校、学習に関する悩み、対人関係など、また家庭においては、親子関係、虐待、家庭内暴力、経済的な悩みなどがあげられる。

これらの問題の状況や背景には、児童生徒が置かれている環境が複雑に絡み合っているため、その様々な要因に着目して働き掛け、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等とのネットワークをより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在が必要不可欠であるが、現状2名のSSWではマンパワーが不足して

¹⁾ 志免町スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー及び志免町スクールソーシャルワーカー設置規則第3条

いる。SSW 活用事業は、都道府県、政令指定都市、中核都市までしか補助が出ないため、町の補助継続の仕組みづくりが大きな課題と感じた。

また、地域における SSW の存在と働きについても認知度を高める必要がある。

3、所感

各関係機関と、また心理面においてはスクールカウンセラーと連携、協働しながら、第三者として何が問題なのか整理しながら、本当に必要な支援へつなげようとしている、熱意あふれる活動の様子を伺い、頭が下がる思いを抱いた。教育現場における潤滑油として、いっそうの活躍を願うものである。

(文責：南里門子)

第10節 志免町立町民図書館

視察場所：志免町立町民図書館

訪問日：2018（平成30）年12月18日（火）

内容：館内見学並びに施設説明、及び質疑応答

応対者：館長 金子眞恵氏（当時）

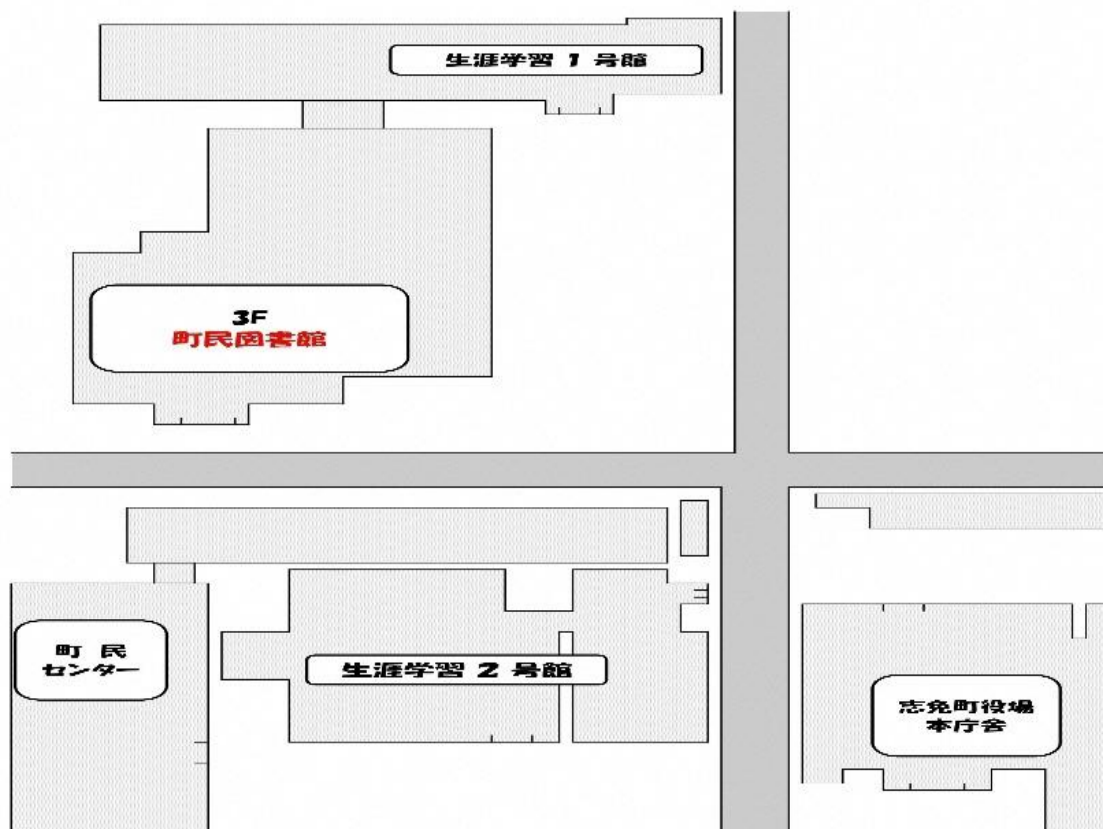
1、現状

志免町立図書館は、町役場に隣接している志免町町民ふれあいセンターにある（志免町志免中央一丁目3番1号）。閲覧室は3階フロア（766㎡）で職員が常駐している。2階にある部屋には、児童資料室・自習室・ボランティア室・雑誌書庫 行政資料室・倉庫となっており、使用時には受付で職員に声をかけて鍵を開けてもらう。4階と5階は閉架の書庫となっている。

複合施設である同一建物内には、保健センターや子育て包括支援センターが併設されている。志免町立図書館へは、階段かエレベーターを使用することになる。

開館時間は、毎月第4月曜日及び火曜日から木曜日は午前10時から18時、金曜日のみ10時から20時までとなっている。休館日は、毎週月曜日（月曜日が休日の場合はその翌日）、毎月最終水曜日、年末年始と蔵書点検期間（年間10日前後）となっている。

図表 1-10-1 施設配置図



職員体制は、館長（2019年11月現在、不在で社会教育課長が兼務）、正規職員3名、嘱託職員12名（うち正職と同じ勤務体系が6名、残り6名は12日勤務）。図書館司書資格は、嘱託職員の中の3名が取得しており、毎日誰かが勤務している状態をとっている。

図書館ボランティア団体は、「おはなし会ねっこぽっこ」、「読書サークル水車」、「としょかん友の会」、「布えほんの会」、「おりおりの会」の5団体がある。

運営方針として、次の9点を掲げている。

- ① 幼児から高齢者まで、すべての町民の「自由に、気軽に、楽しく利用できる図書館」としてサービスする。
- ② 町民の求める資料や情報を収集し提供する。
- ③ 利用者のプライバシーを保護することを優先し、サービスに努める。
- ④ 児童・青少年サービスを重視し、高齢者や図書館利用にハンディキャップのある人へのサービスに力を尽くす。
- ⑤ 年齢、信条、職業などに関係なくすべての町民にサービスする。
- ⑥ 貸し出しを運営の基本とする。
- ⑦ 読書案内、予約サービス、レファレンス¹⁾を積極的に行う。
- ⑧ 他関係機関との連携を密にし、相互協力体制をつくる。
- ⑨ 講演会・講座などの各種集会活動を行い、読書普及に努める。

蔵書数は、155,811点である（図表1-10-2）。一般図書が6割、児童図書が3割強、視聴覚資料が3%となっている（内訳は、図表1-10-3～図表1-10-5を参照）。雑誌に関しては、「雑誌スポンサー制度」を導入し、雑誌の購入代金を負担してもらい、雑誌の寄贈をしてもらって代わりに最大A4サイズの広告を掲出する仕組みである。

利用貸出数は、43,416点で3年連続減少している（図表1-10-6）。特に、児童図書の貸出数の減少幅が大きい。

図表 1-10-2 形態資料別

形態資料	冊数	割合(%)
一般書	92,644	59.5
児童書	49,959	32.1
視聴覚資料	5,239	3.4
雑誌	7,100	4.6
その他	869	0.56
合計	155,811	100.0

図表 1-10-5 視聴覚資料

形態	冊数	割合(%)
CD	2,747	52.4
DVD	1,440	27.5
ビデオ	683	13.0
カセット	369	7.0
合計	5,239	100.0

図表 1-10-3 一般図書

分類	冊数	割合(%)
0 総記	2,818	3.0
1 哲学	3,067	3.3
2 歴史	6,628	7.2
3 社会科学	12,129	13.1
4 自然科学	5,957	6.4
5 技術	8,682	9.4
6 産業	2,516	2.7
7 芸術	8,897	9.6
8 語学	1,617	1.7
9 文学	40,332	43.5
その他	1	0.0
合計	92,644	100.0

図表 1-10-4 児童図書

分類	冊数	割合(%)
0 総記	586	1.2
1 哲学	448	0.9
2 歴史	2,285	4.6
3 社会科学	2,351	4.7
4 自然科学	4,212	8.4
5 技術	1,494	3.0
6 産業	833	1.7
7 芸術	2,295	4.6
8 語学	678	1.4
9 文学	13,718	27.5
絵本	18,749	38.0
紙芝居	2,125	4.3
布絵本・パネ ルシアター他	146	0.3
その他	39	0.1
合計	49,959	100.0

出典：平成30年度図書館要覧『しめの図書館』

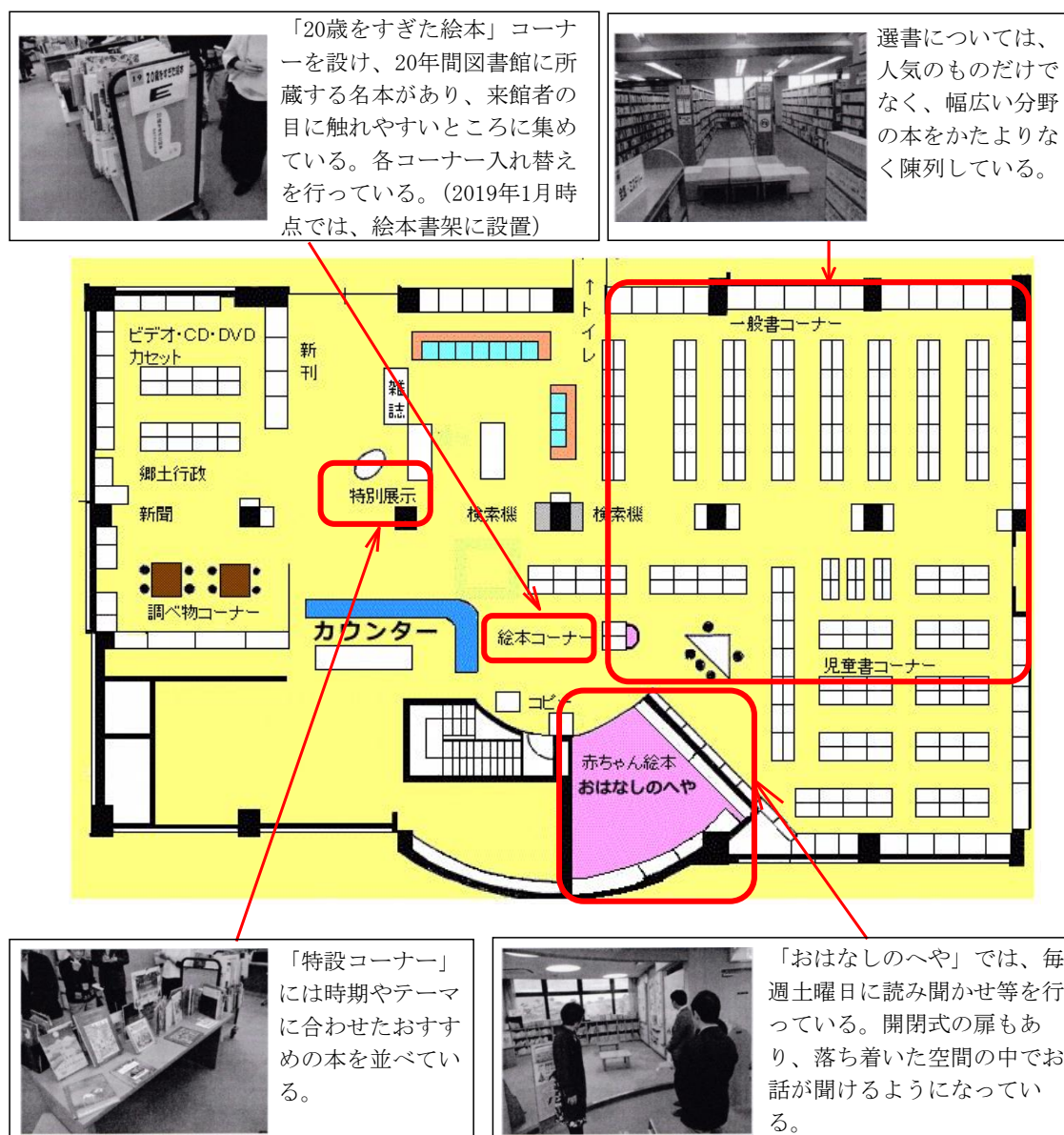
¹⁾ 図書館を利用される方が必要とする情報・資料などを求める際にその手助けをする業務

図表 1-10-6 貸出利用状況

年度	開館日数	貸出人数	貸出冊数						レファレンスサービス	登録者数	
			個人				団体・その他				計
			一般書	児童書	雑誌	視聴覚	団体貸出	相互貸借			
2017	297	43,416	93,014	79,719	14,103	4,732	12,371	1,491	205,430	1,916	777
2016	298	46,655	99,523	85,345	15,330	5,422	13,731	1,457	220,808	1,821	847
2015	294	48,645	106,122	85,925	15,882	5,458	10,521	1,562	225,470	1,989	963

3階フロアは、明るく見通しもよい（図表 1-10-7）。「20歳をすぎた絵本」、「特設コーナー」、「おはなしのへや」など魅力的な環境整備をめざしている。また、これまで背の低い書架の上にも本が置かれていたが、安全面と使いやすさを考慮して撤去している。

図表 1-10-7 3階フロアの施設配置図



2、課題

展示や配架などのソフト面が充実度している分、ハード面（施設）が気になる。特に、複合施設の3階部分を閲覧室としているので、場所がわかりづらく、アクセスもしづらい。また、廊下の電気も暗く、児童資料室や自習室のある2階部分は、受付で職員に鍵を開けてもらう必要があり、気軽に利用できるとは言い難い。2階部分は大人の目が届きづらいため鍵をかけ管理しているのであろうが、子どもが安心して利用できる環境にあるとは言い難い。

3、所感

町民図書館のスタッフの方々が大変努力され、明るく、誰もが親しみを持てる図書館運営をされていることを肌で感じた。また町民図書館では、これまでの、子どもたちに対する事業（読み聞かせやブックスタート等）に加え、若者世代や子育て世代、高齢者世代へのサービスを考え、本の選定や陳列など様々に工夫したり、不登校の子どもたちの受け入れ（居場所づくり）まで意識したりする図書館へと変わろうと努力してあることも、館長からの説明を通してよく理解できた。特に、次の3点は評価すべき点であると感じた。

- ① 利用者のニーズに応える本棚の整理がなされており、求める本が探しやすく配置されていること
- ② 司書がきちんと配置されていること
- ③ 3階の館内は、部屋も明るく見通しもよいこと

しかし、その一方で視察後にある委員から「図書館というより図書室のようですね」という感想が漏れたことも事実である。予算的な制約があるとはいえ、やはり独立施設を検討すべきであると考えます。また、志免町子どもの権利条例第8条に照らして考えるならば、図書館は、子どもが「自分の考えをもつこと」、「自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと」、「安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つこと」に、大きな責任と役割を担っている。そのためには、子どもの「知りたい」に応えられる高度なレファレンスや展示・配架等の専門性が求められる。現在、司書の有資格者のすべてが非常勤嘱託職員である。この点から、今後の施設経営の充実のためにも、町の正職員として配置されるスタッフや館長職が図書館経営の専門性をもてるような体制が必要であると思う。

追記：2020年1月4日からLED照明取替工事を行い、1月16日の開館からは、館内が明るくなる。

（文責：陶山嘉一）

第 1 1 節 子育て世代包括支援センター「さくらの木」

視察場所：子育てルーム「さくら」

訪 問 日：2018（平成 30）年 12 月 18 日（火）

内 容：施設内を見学・視察しながら、担当職員より説明を受け、権利委員との質疑
応答を行った。

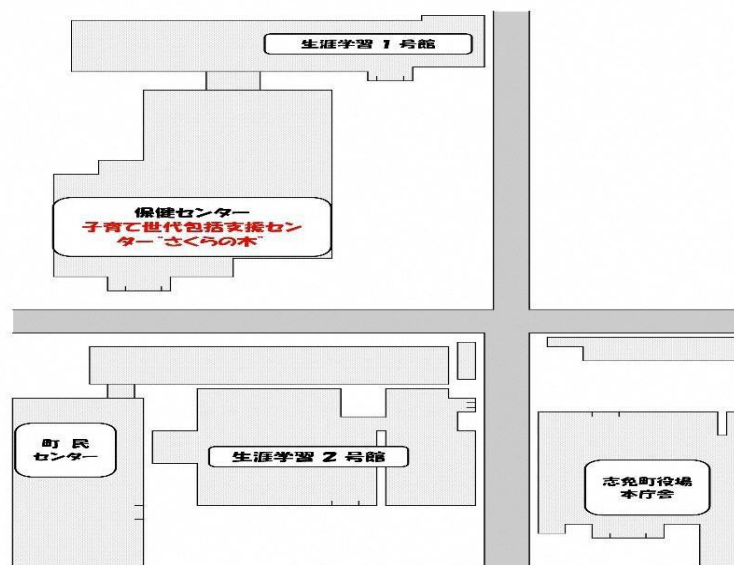
応 対 者：さくらの木担当職員

1、現状

（1）組織体制

「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、母子保健法第 22 条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされた。また、政府としては、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、子育て世代包括支援センターについては、2020（令和 2）年度末までの全国展開を目指し取り組むこととされている。それを受け志免町では 2018（平成 30）年 7 月に、子どもを安心して生み育てることができるまちをつくるために志免町子育て世代包括支援センター「さくらの木」が保健センター健康課内に開設され、保健師、管理栄養士が対応している。開所日時は月曜から金曜（土日祝日、年末年始を除く）、8 時 30 分から 17 時までとなっている。

資料 1 - 11 - 1 施設配置図



（2）活動内容

妊娠期から出産、子育て期の様々な悩みや質問や相談を受け、情報提供やアドバイスを
行うなど安心して育児ができるよう、主な活動¹⁾は以下のとおりである。

安心して妊娠・出産・子育てができるように切れ目ない支援を行います。

妊娠中・・・母子手帳交付時に個別面談をさせていただきます。必要な方は継続して相談

¹⁾ 志免町ホームページから引用

にのります。

出産後・・・必要に応じて早期に訪問し、お母さんと赤ちゃんの状況や育児の不安をお聴きし、産後のケアについてアドバイスをを行います。また、予防接種などの情報提供や医療機関との連絡調整も行います。

子育て中・・・出産後、ご自宅に訪問し、お子さんの状態を確認し、お母さんの産後のケアについてアドバイスをを行い、また予防接種などの情報提供もします。育児や授乳に不安がある場合は継続して訪問や相談に応じ、必要なサービスにつなぎます。

保育園入所や子育ての交流に関する情報は子育て支援課や子育て支援センターなどにつなぎ、ご相談に応じます。

お子さんの発達に関するご相談は健康課の心理相談員がお受けして、必要に応じて医療機関に紹介し、福祉サービスが受けられるように福祉課へつなぎます。

学童期・・・学校に楽しく通えるように学校教育課を通じて学校と連携して支援体制へとつなぎます。

2、課題

見学時は設置されて数か月ということもあり、対象となる方にはリーフレットの配布で周知するようにはしていた。子育てルーム「さくら」は、子どもと一緒に遊びながら相談できる場になるようおもちゃが少し置かれていた。しかし部屋や机を再利用していることもあり、廊下を含め薄暗い雰囲気だったので、電灯や色遣いの工夫、配置で部屋全体が明るく、柔らかい雰囲気になってほしい。

3、所感

若年妊娠や妊婦の孤立が虐待に繋がりやすいことから、妊娠中から相談活動・支援をおこなうのはとても重要である。産前産後の相談、常時気軽に専門職員に相談など母子や家族が身近に利用できる、学童期までサポートしてもらえるなど切れ目ない支援があるのは心強い。また一つの窓口で、他機関への橋渡しをしてもらえるのは、母子や家族だけではなく、他機関にとっても案内しやすい場ではないかと考えられる。

志免町で子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て世代包括支援センターを多くの方に知ってもらい、活用して頂きたい。開設して間もないので、今後の活躍に期待する。

(文責：播磨千鶴)